

性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等に係る情報発信等業務委託
プロポーザル審査要領

性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等に係る情報発信等業務委託を実施するにあたり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画案の審査を下記のとおり実施する。

記

1 審査会の設置

(1) 審査会の名称

性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等に係る情報発信等業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

(2) 構成人数

審査委員の人数は4名程度とし、鳥取県職員以外の有識者を2名以上含むものとする。

2 審査概要

(1) 対象業務

性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等に係る情報発信等業務委託

(2) 評価方法

提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答により審査を行う。

(3) 評価基準

ア 各審査委員が、裏面の評価項目について評価採点し、その点数を合計することにより提案者の得点を算出、最も得点の高い者を最優秀提案者とし、以下、合計点の多い順に順位付けを行う。ただし、各審査委員の合計点の平均点が60点未満となった提案者については、選定対象外として順位付けは行わない。

イ 審査委員の合計点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により決定するものとする。

ウ 評価項目及び配点（100点満点）

(ア) ①～④の評価点は、評価項目の評価の視点ごとに各5点満点で評価し係数を乗じた点数とし、評価基準は次のとおりとする。

5：非常に優れている 4：優れている 3：標準的である 2：劣る 1：非常に劣る

(イ) ⑤の評価点は、次のとおりとする。

有：5点 無：0点

(ウ) ⑥の評価点は、次のとおりとする。

有：-5点 無：0点

(裏面)

評 価 項 目

評価項目		評価基準	評価点	係数	配点
① 業務目的の理解		<ul style="list-style-type: none">・本業務の目的を十分理解した企画、コンセプトになっているか。・男女共同参画に配慮しているか。	5点	×3	15点
② 企画内容	PRツール（動画、ポスター、チラシ）	<ul style="list-style-type: none">・性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害や固定的性別役割分担意識の解消に向けて、県民の気づきや共感を与える内容となっているか。・構成内容やデザイン案は、的確かつ魅力的で認知度向上につながる提案内容となっているか。・作成するPRツールの数は充実しているか。	5点	×5	25点
	メディアを活用した広報（テレビ・ラジオ・ウェブ広告）	<ul style="list-style-type: none">・性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害や固定的性別役割分担意識の解消に向けて、県民の気づきや共感を与える内容となっているか。・内容等は、的確かつ魅力的で認知度向上につながる提案内容となっているか。・広報の発信回数等は充実しているか。	5点	×5	25点
	性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づき等を促す情報発信に係る独自企画	<ul style="list-style-type: none">・性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害や固定的性別役割分担意識の解消に向けて、県民の気づきや共感を与える内容となっているか。・内容等は、的確かつ魅力的で認知度向上につながる提案内容となっているか。	5点	×2	10点
③業務実施体制等		<ul style="list-style-type: none">・本業務を実施するのに十分な体制となっているか。・業務の実施スケジュールは適切か。	5点	×2	10点
④類似業務の実績		<ul style="list-style-type: none">・過去5年以内に情報発信に係る類似業務を受託し、優れた実績を上げているか。	5点	×2	10点
⑤鳥取県男女共同参画推進企業認定の有無		<ul style="list-style-type: none">・鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日付男女第250号）第6条の規定により認定されているか。※共同企業体の場合は構成員の1以上の者が認定されている場合は「有」とする。	5点又は0点	×1	5点又は0点
⑥個人情報の漏洩等の有無		<ul style="list-style-type: none">・過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。※共同企業体の場合は構成員の1以上の者に漏洩等がある場合は「有」とする。	-5点又は0点	—	-5点又は0点
合計					100点